

教育委員会（第10回）定例会

令和6年10月31日（木）

17:30～

次 第

1 開会

2 議案

第41号議案 令和7年度久留米市立小・中・特別支援学校教職員人事異動方針について

第42号議案 令和7年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考要項及び令和7年度久留米市立久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者選考要項について

3 協議事項

(1) 大橋小学校・善導寺小学校統合基本計画【案】について

4 報告事項

(1) 教育委員会後援事業等に関する報告

(2) YouTubeチャンネル「ポケモン Kids TV」における動画公開について

(3) 久留米市中学校英語スピーチコンテスト実施報告

(4) 令和6年度久留米市立小・中・高・特別支援学校等の卒業式について

(5) 久留米市奨学金のあり方の検討について

(6) 学校給食のあり方及び給食費に関する検討について

(7) 令和6年度全国高等学校総合体育大会について

(8) パリ2024オリンピック・パラリンピック久留米ゆかりの選手の試合結果について

(9) ラグビー女子セブンズ日本代表（サクラセブンズ）の久留米合宿について

(10) 三瀨図書館児童書等の寄贈に伴う感謝状贈呈式の実施について

5 その他

6 今後のスケジュール

7 閉会

第 4 1 号議案

令和 7 年度久留米市立小・中・特別支援学校教職員人事異
動方針について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6
2 号）第 2 1 条第 3 号の規定により、令和 7 年度久留米市立小・中・
特別支援学校教職員人事異動方針を定めようとするものである。

令和7年度

人事異動方針

—久留米市立小・中・特別支援学校教職員—

久留米市教育委員会

人事異動方針

－久留米市立小・中・特別支援学校－

久留米市立小・中・特別支援学校教職員の人事異動については、県費負担教職員に関する県の異動方針等を踏まえ、長期的な展望に立った計画的人事によって、学校組織の適正化と清新明朗な気風づくりを促進し、本市教育の充実発展を図ることを目的として、次の方針によって人事異動の内申を行う。

- 1 時代の大きな転換期にある中、「久留米市教育に関する大綱」並びに「久留米市教育振興プラン」に基づき、ともに未来を創るくるめっ子を目指し、子どもの「つくる力・つなぐ力・つらぬく力」をはぐくむために、適材・適所に配置することとする。
- 2 教科、性別、年齢などを考慮し、教職員の年齢構成、男女比等の適正化に努め、中学校においては教科運営の適正化を図る。
- 3 特別支援教育の充実のための人材の育成と学校の実情に応じた専門性のある教員の配置に努める。
- 4 学校教育の活性化を図るため、県教育委員会と連携しながら教育事務所管内における市郡間交流、教育事務所間交流、県・市立学校等との人事交流を行う。
- 5 「久留米市教育振興プラン」に掲げる4つの重点と土台としての人権・同和教育、特別支援教育、キャリア教育等の推進を図るため、要員の確保と人事配置の適正化に努める。
- 6 管理職の内申に当たっては業績評価の結果を活用し、全市的かつ長期的視野に立って、人格高潔で有能な人材の確保に努める。その際、若い人材及び女性の積極的な登用を図る。
- 7 管理職並びに主幹教諭、指導教諭の降任については、本人の希望を尊重する。
- 8 新規採用教員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。
- 9 暫定再任用制度により任用された教職員については、県教育委員会と十分な連携を行い、その経歴や能力を発揮できるような配置に努める。

令和7年度人事異動取扱要綱

－久留米市立小・中・特別支援学校－

1 人事異動対象者の条件

久留米市立小・中・特別支援学校の県費負担教職員の人事異動対象者は、県人事異動方針及び市人事異動方針に基づき、学校組織の適正化と清新明朗な気風づくりを促進し、本市教育の充実発展を図ることができるよう下記の内容とする。

- (1) 同一校6年以上の勤続者は、異動対象者として取り扱う。
- (2) 管内他市町村間交流による転入者で3年以上勤務した者は、原則として、管内他市町村への異動対象者とする。
- (3) 同一校10年以上の勤続者は、原則として異動を行う。ただし、通勤時間又は本人の健康状態については過度の負担にならないよう配慮する。
- (4) 積極異動の希望者に対しては、本人の意向を尊重し異動を行う。ただし、校長の意向と協議のもと最終的な判断をして取り扱う。

2 人事異動地区における学校選択の方法について

(1) 希望異動先の学校選択方法

北筑後教育事務所との協議を経て、人事異動地区（小学校3地区、中学校3地区、久留米特別支援学校1地区）を東部、中部、南部地区の3地区として設定した。人事異動地区から、下記の方法に基づき異動先の希望校を4校選択すること。

①教諭の選択方法（主幹教諭、指導教諭を含む）

学校種	学校選択の方法
小学校	① 4校を選択すること。 ② 3地区から各1校以上選択すること。 ③ 久留米特別支援学校を選択する場合は、他3校を3地区から各1校選択すること。
中学校	① 4校を選択すること。 ② 3地区から各1校以上選択すること。 ③ 久留米特別支援学校を選択する場合は、他3校を3地区から各1校選択すること。
久留米特別支援学校	① 希望する学校種の選択方法に準じて選択記入すること。

② 養護教諭、学校事務職員、栄養教諭及び学校栄養職員の選択方法

人事異動地区（東部、中部、南部の3地区及び久留米特別支援学校）のうち、2以上の地区から「4校」を選択し、記入すること。

(2) 人事異動地区

① 全小学校・・・3地区「東部・中部・南部」とする。

東部地区 (16校)	船越小、水縄小、田主丸小、水分小、竹野小、川会小、柴刈小、 弓削小、北野小、大城小、金島小、大橋小、草野小、宮ノ陣小、 山本小、善導寺小
中部地区 (14校)	西国分小、篠山小、京町小、長門石小、日吉小、金丸小、上津小、 南薫小、合川小、小森野小、東国分小、高良内小、御井小、山川小
南部地区 (13校)	荘島小、鳥飼小、南小、大善寺小、安武小、荒木小、津福小、 城島小、江上小、青木小、西牟田小、犬塚小、三瀧小

② 全中学校・・・3地区「東部・中部・南部」とする。

東部地区 (4校)	田主丸中、北野中、屏水中、宮ノ陣中
中部地区 (7校)	城南中、櫛原中、諏訪中、明星中、青陵中、良山中、高牟礼中
南部地区 (6校)	江南中、牟田山中、三瀧中、城島中、荒木中、筑邦西中

③ 久留米特別支援学校 「単独1地区」とする。

* 3地区間の異動については、北筑後教育事務所管内市町村間交流の異動をしたものとみなす。

* 児童生徒支援教員が加配されている学校、久留米特別支援学校で勤務経験がない職員は、本人の異動希望にかかわらず、当該学校へ異動する場合がある。

(3) 北筑後教育事務所管内他市町村の異動希望については、異動希望が有の場合は、1市町村以上を選択し、記入すること。そして、特に、希望する学校があれば、学校名を記入すること。記入がない場合は一任とみなす。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。

二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。

三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

（五～十九 省略）

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

（3～4 省略）

事務局等職員等及び教職員の人事異動方針

事務局等職員等及び教職員（以下「職員」という。）の人事異動については、教育行政の適正かつ能率的な運営、学校の活性化や特色ある学校づくりなどの教育改革を推進し本県教育の充実発展を図るため、次の方針に基づいて行う。

- 1 適材適所を旨とし、職員構成の適正化と充実を図る。
- 2 新陳代謝の促進を図り、清新の気風を醸成する。
- 3 広域人事を推進するとともに、人事交流を積極的に行う。
- 4 長期的展望の下に、人材の適正な配置に努める。
- 5 昇任については、学歴偏重、年功序列を排し、実力主義を旨とし、職員の士気の高揚を図る。その際、若い人材や女性の登用を積極的に行う。
なお、管理職員については、人格高潔で有能な人材を任用する。
- 6 新規採用職員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。

県費負担教職員の人事異動取扱方針

福岡県市町村立小・中・義務教育学校及び特別支援学校の教職員の人事異動については、市町村教育委員会との協働関係を維持しつつ、人事異動方針に基づき、この人事異動取扱方針により行うものとする。

- 1 適材適所を旨とし、職員構成の適正化と充実を図る。
 - (1) 校長・副校長・教頭の異動については、業績評価の結果を活用し、学校・地域の実態を踏まえて、適材を適所に配置する。
 - (2) 教員等の異動については、次のように取り扱い、適材を適所に配置する。
 - ア 年齢構成・男女比の適正化に努める。
 - イ 中学校においては、教科運営の適正化を図る。
 - ウ 特別支援学校には、特に人材の確保に努める。
 - エ 定員に対する過不足及び教科欠の解消を図るように努める。
 - オ 学校事務の共同実施を踏まえた職員配置に努める。
- 2 新陳代謝の促進を図り、清新の気風を醸成する。
 - (1) 校長・副校長・教頭の異動については、同一校勤務年数の適正化を図る。
 - (2) 教員等の異動については、同一市郡・同一校永年勤続者の計画的異動を図る。
- 3 広域人事を推進するとともに、人事交流を積極的に行う。
 - (1) 学校教育の活性化を図るため、教育事務所管内における市郡間交流の推進に努めるとともに、教育事務所間交流も図ることとする。この場合、教職員の通勤時間を配慮するものとする。
 - (2) 小・中学校等の異種学校間及び県立学校（高等学校、特別支援学校、中高一貫教育校）との人事交流（研修によるものを含む。）を推進する。
 - (3) 教育事務所間及び県立学校との交流は、本庁において取りまとめ、その指示するところにより異動を行うものとする。
 - (4) 教職員の過員の解消については、教育事務所間の相互交流にとどまらず、本庁において全県的な計画をもって是正を図るものとする。
- 4 長期的展望の下に、人材の適正な配置に努める。
 - (1) 特色ある学校づくりを推進するため、適切な人材の配置を行う。
 - (2) 教育上特別の配慮を必要とする学校については、実情を考慮し人事異動を行う。
 - (3) 相当年限へき地学校に勤務した者については、転任に当たりその希望を考慮する。
- 5 昇任については、学歴偏重、年功序列を排し、実力主義を旨とし、職員の士気の高揚を図る。その際、若い人材や女性の登用を積極的に行う。

なお、管理職員については、人格高潔で有能な人材を任用する。

 - (1) 管理職については、教育の実績を上げた者のうち、人格高潔であって、教育的識見に長じ、学校経営に対する積極的な姿勢と十分な力量のある者を任用する。

- (2) 新しい時代の学校にふさわしい特色ある学校づくりを推進する観点から、小・中間、中・高間等の異種学校間の管理職の交流人事を促進する。
- (3) 管理職の任用に当たって県教育委員会は教育事務所を経て市町村教育委員会と協議することとし、特に次のことに留意する。
 - ア 若い有能な校長・副校長・教頭の任用を図りながら、管理職の適正な年齢構成にも配慮する。
 - イ 女性の校長・副校長・教頭の任用を図る。
- (4) 管理職の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。
- (5) 主幹教諭・指導教諭については、配置による学校の活性化、校務の効率化を図る観点から、適切な人材の任用を図る。
- (6) 女性の主幹教諭・指導教諭の任用を図る。
- (7) 主幹教諭・指導教諭の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。

6 新規採用職員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。

- (1) 教員については、教員採用候補者名簿に登載された者のうちから採用する。
 - ただし、次の場合は、候補者名簿に登載されていない者についても別途選考し、採用することがある。
 - ア 他府県の国立大学法人及び公立学校との交流の場合
 - イ 県内の国立大学法人及び公立学校又は現に県教育委員会事務局・市町村教育委員会事務局・県教育センター等に勤務している職員（教員経験者に限る。）を採用する場合
 - ウ 栄養教諭を特別選考試験により採用する場合
- (2) 事務職員については、「福岡県職員採用試験合格者名簿」に登載された者のうちから採用する。

7 暫定再任用職員

教職員の再任用(更新を含む。)については、暫定再任用制度により運用する。配置に当たっては、市町村教育委員会の意見を十分聴くものとする。

* 市町村教育委員会の内申手続について

人事異動に当たっては、市町村教育委員会の内申をまっで行う。(同一市町村内の転任については、内申に基づき行う。)

- (1) 一般教職員の人事については、あらかじめ教育事務所長と協議し、内申を教育事務所長に提出するものとする。
- (2) 校長・副校長・教頭の人事については、あらかじめ教育事務所長と協議し、内申を教育事務所長を經由し教職員課長に提出するものとする。
- (3) 校長の意見の申し出がなされた場合は、あらかじめ教育事務所長と協議し、内申を教育事務所長を經由し教職員課長に提出するものとする。
- (4) 市町村合併が行われる地域の人事については、内申日に存する市町村教育委員会において内申するものとする。

県費負担教職員の市町村間交流人事異動方針

福岡県教育庁北筑後教育事務所

教育事務所及び管内各市町村教育委員会の連携・協力の下、長期的な視点に立った市町村間交流を推進し、もって北筑後管内全体の学校教育の活性化を図ることを目的としてこの方針を定めるものである。

管内各市町村教育委員会においては、この方針の趣旨を尊重し、市町村間交流の推進に努めるものとする。

1 交流の目的

- (1) 管内市町村の教育水準の維持・向上及び教育の活性化
- (2) 教職員の意欲及び資質の向上
- (3) 学級減に伴う過員の解消及び定数欠、教科欠のアンバランスの解消
- (4) 時代の変化に伴う指導方法の改善に対応する管内指導体制の確立

2 交流の考え方

(1) 一般教職員

- ア 各市町村の課題により意図的、計画的な交流を行う。
- イ 市町村別の課題に応じた主任級等の交流人事を促進する。
- ウ 採用後、2以上の市町村での勤務の経験がない者については、2以上の市町村での勤務を経験するものとする。

(2) 管理職員

- ア 管理職員については、原則として、在任期間中、2以上の市町村での勤務を経験するものとする。
- イ 教頭昇任時は、可能な限り、他市町村へ配置する。

3 交流の期間

管内市町村間交流の期間は、原則として3年とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

4 交流者の決定

- (1) 各市町村教育委員会は、毎年度、他市町村未経験者リストを作成する。
- (2) 教育事務所は、各市町村教育委員会と協議の上、各市町村の課題に基づく要望や他市町村異動希望者の状況を勘案しながら交流者を決定する。

5 その他

- (1) 久留米市については、異動範囲が広範であり、市内異動においても市町村間異動と同等の効果を期待できることから、別紙のブロック間による異動も市町村間異動とみなす。
- (2) 本方針については、毎年度の人事異動に関する動向や各市町村教育委員会の意見を踏まえ、適宜見直すこととする。

令和7年度 教職員異動調査書（個人票）

学校名	職名	氏名（フリガナ）	年齢（生年月日）	歳
立学校		()	(昭和・平成)	分 km
現住所	小学校区 ()	現在の通勤方法	有 (出産月頃)	
種別	担当学年	現任校の勤務年数	有無	
免許状	年組	年 月	育休希望の有無	
司書教諭資格の有無	担当教科	年 月		
北筑後管内に勤務する配偶者及び三親等内の教職員氏名	続柄	氏名	学校名	転出希望提出状況 (県立学校)
				中学校・中等教育学校・高等学校 地区
				特別支援学校 (幼・小・中) 都道府県
				他県等教員採用候補者名簿登録
異動希望	理由 (他市町村含む)	管 内 他 市 町 村	※ () は久留米市のブロック	
有	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	
無 (やむを得ず)	学校	学校	市・町・村 () () () ()	
			① ② ③ ④ ① ② ③ ④ ① ② ③ ④	
			(注) 他市町村を2つ以上記入すること	
			久留米市へはブロック別に記入すること	
管外転出希望の有無	市郡名 (事務所管外)	小・中・高	特別支援学校	再任用
有	第1希望 市郡	交流希望の有無	交流希望の有無	希望の有無
	第2希望 市郡	の 有 無	の 有 無	の 有 無
無	市郡	有	有	有
降任希望の有無	有 ()	無	無	無

北筑後教育事務所

職 歴

勤務先	職名	期 間	年 数
1		昭和・平成・令和 年 月 日から 年 月 日まで	
2		昭和・平成・令和 年 月 日から 年 月 日まで	
3		昭和・平成・令和 年 月 日から 年 月 日まで	
4		昭和・平成・令和 年 月 日から 年 月 日まで	
5		昭和・平成・令和 年 月 日から 年 月 日まで	
上記以外の市町村勤務歴		昭和・平成・令和 年 月 日から 年 月 日まで	
上記以外のへき地勤務歴		昭和・平成・令和 年 月 日から 年 月 日まで	
異動・勤務等について特に配慮して欲しいこと			

整理番号

○ 「異動希望」欄記入例

(イ) 「現任校所在の市町村内」は希望するが、「管内他市町村」は希望しない場合

異 動 希 望	現任校所在の市町村内				有	管内他市町村 ※ () は久留米市のブロック																				
	(有)	1	2	3		4	1	2	3	4	1	2	3	1	2	3										
	無 (やむを得ず)	A 学校	B 学校	C 学校		D 学校	(無 (やむを得ず))	E (東 部)	E (中 部)	F ()	G ()	①	②	③	①	②	③									
	理由(他市町村含む)						(注) 他市町村を 2つ以上記 入すること 久留米市へ はブロック 別に記入す ること								○ ○	△ △	□ □	● ●	▲ ▲	■ ■	学校	学校	学校	学校	学校	学校

(ロ) 「管内他市町村」は希望するが、「現任校所在の市町村内」は希望しない場合

異 動 希 望	現任校所在の市町村内				(有)	管内他市町村 ※ () は久留米市のブロック																		
	有	1	2	3		4	1	2	3	4	1	2	3	1	2	3								
	(無 (やむを得ず))	A 学校	B 学校	C 学校		D 学校	無 (やむを得ず)	E (東 部)	E (中 部)	F ()	G ()	①	②	③	①	②	③							
	理由(他市町村含む)						(注) 他市町村を 2つ以上記 入すること 久留米市へ はブロック 別に記入す ること								○ ○	△ △	□ □	● ●	▲ ▲	■ ■	学校	学校	学校	学校

(ハ) 「現任校所在の市町村内」「管内他市町村」のどちらでもよいから希望する場合

異 動 希 望	現任校所在の市町村内				(有)	管内他市町村 ※ () は久留米市のブロック																		
	(有)	1	2	3		4	1	2	3	4	1	2	3	1	2	3								
	無 (やむを得ず)	A 学校	B 学校	C 学校		D 学校	無 (やむを得ず)	E (東 部)	E (中 部)	F ()	G ()	①	②	③	①	②	③							
	理由(他市町村含む)						(注) 他市町村を 2つ以上記 入すること 久留米市へ はブロック 別に記入す ること								○ ○	△ △	□ □	● ●	▲ ▲	■ ■	学校	学校	学校	学校

(ニ) 「現任校所在の市町村内」「管内他市町村」共に希望がない場合

異 動 希 望	現任校所在の市町村内				有	管内他市町村 ※ () は久留米市のブロック																		
	有	1	2	3		4	1	2	3	4	1	2	3	1	2	3								
	(無 (やむを得ず))	A 学校	B 学校	C 学校		D 学校	(無 (やむを得ず))	E (東 部)	E (中 部)	F ()	G ()	①	②	③	①	②	③							
	理由(他市町村含む)						(注) 他市町村を 2つ以上記 入すること 久留米市へ はブロック 別に記入す ること								○ ○	△ △	□ □	● ●	▲ ▲	■ ■	学校	学校	学校	学校

(ホ) 管外転出希望の有無

管外転出希望の有無	(有)	市郡名(事務所管外)			小・中	中・高	特別支援学校	長期派遣	再任用
		第1希望	第2希望	第3希望	交流希望の有無	交流希望の有無	交流希望の有無	研修希望の有無	希望の有無
	無	大牟田 市郡	みやま 市郡	筑後 市郡	有	有	有	(有)	有

第 4 2 号 議 案

令和 7 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考要項及び令和 7 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者選考要項について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

教育長 井 上 謙 介

提 案 理 由

令和 7 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考要項及び令和 7 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者選考要項を定めようとするものである。

令和7年度 久留米市立久留米特別支援学校
高等部入学者選考要項

第1 基本方針

- 1 久留米特別支援学校高等部入学者の選考は、入学を希望する者について、その障害の種類や程度及び個人の資質や能力を公正に判定することを基本として行うものとする。
- 2 久留米特別支援学校高等部入学者の選考は、志願者の在学又は卒業した学校の校長（以下「出身学校長」という。）から提出される調査書、学力検査、身体機能検査、健康診断、面接等により行うものとする。

第2 入学志願手続

1 志願資格

障害が学校教育法施行令第22条の3に示す知的障害の程度に該当する者で、久留米市に在住し、かつ、次の事項に該当する者

- (1) 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和7年3月卒業見込の者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和7年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第95条に基づき、(1)と同等以上の学力があると認められた者

2 募集学科及び定員

募集学科及び定員は、次のとおりとする。

学科	募集定員
普通科	73人

3 志願書類

(1) 入学願書

入学志願者は、入学願書（久留米市立久留米特別支援学校学則第3号様式）に必要事項を記入し、出身学校長を経由の上、久留米特別支援学校長へ提出すること。

(2) 調査書

出身学校長は、志願者の調査書（久留米特別支援学校で定める様式）を作成し、久留米特別支援学校長へ提出するものとする。この場合、出身学校長は自らを委員長とする「調査書作成委員会」を設け、生徒指導要録に準拠して厳正に作成すること。

(3) 療育手帳または知的障害があることを証明する専門医の診断書等の写し

(4) その他、久留米特別支援学校長が必要とする書類

4 入学選考料

入学選考料は無料とする。

5 志願書類提出期間

令和7年1月24日（金）から令和7年1月31日（金）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時（受付締切日は正午）までとする。

（ただし、土曜・日曜・祝日は受け付けない）

6 志願書類の受付

久留米特別支援学校長は、提出された志願書類を精査確認の上、受け付ける。
なお、受検票には、受検番号を記入し、公印を押印して交付するものとする。

第3 入学者選考

1 選考の方法

- (1) 選考にあたっては、久留米特別支援学校長を責任者とする「入学者選考委員会」を組織するものとする。
- (2) 入学者選考委員会は、選考の手続き及び基準を作成するものとする。
- (3) 選考は、調査書及び諸検査等の資料を精査の上、総合的な判定により可否を決定するものとする。

2 検査内容

学力調査、身体機能検査、健康診断、面接、その他必要な検査等については、久留米特別支援学校長が定めるものとする。

3 検査期日・日程

- (1) 検査期日は、令和7年2月14日（金）とする。
- (2) 日程は、久留米特別支援学校長が定めるものとする。
- (3) 受検者が新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの罹患、その他やむを得ない理由により上記日程で受検できなかった場合は、後日追検査を行う。

4 検査場等

- (1) 検査は、久留米特別支援学校において行うものとする。
- (2) 採点、評価等は、久留米特別支援学校において行うものとする。

5 検査場責任者

久留米特別支援学校長を検査場責任者とする。

第4 合格者発表

- 1 合格者発表の期日は、令和7年3月10日（月）午前9時とする。
- 2 合格者発表は、久留米特別支援学校での掲示及びホームページ上で行うものとする。

第5 募集要項

久留米特別支援学校長は、この要項に基づき募集要項を作成するものとする。

第6 2次募集

合格者発表時に、合格者の人数が募集定員に満たない場合は、原則として2次募集を行うものとする。追加募集の有無や期日の公表は、1次の発表後に行う。

- 1 募集期間は令和7年3月13日（木）から3月17日（月）の正午までとする。
- 2 検査期日は令和7年3月19日（水）とする。
- 3 合格者発表は令和7年3月21日（金）の午前9時とする。

令和7年度 久留米市立久留米特別支援学校
高等部訪問教育入学者選考要項

第1 基本方針

- 1 久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者の選考は、入学を希望する者について、訪問教育の必要性や障害の種類や程度及び個人の資質や能力を公正に判定することを基本として行うものとする。
- 2 久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者の選考は、志願者の在学又は卒業した学校の校長（以下「出身学校長」という。）から提出される調査書、学力検査、身体機能検査、健康診断、面接等により行うものとする。

第2 入学志願手続

1 志願資格

障害が学校教育法施行令第22条の3に示す知的障害の程度に該当する者で、原則として保護者とともに久留米市に在住し、かつ、次の事項に該当する者

- (1) 特別支援学校中学部で訪問教育を受けていた者で、令和7年3月卒業見込の者
- (2) 原則として特別支援学校中学部を令和7年3月卒業見込の者で、障害の重度・重複化により通学して高等部教育を受けることが困難な者
- (3) その他、久留米特別支援学校長が定める資格・要件に基づき、久留米特別支援学校高等部訪問教育が適当と認められた者

2 募集学科及び定員

募集学科及び定員は、次のとおりとする。

学科	募集定員
普通科	3人

3 志願書類

(1) 入学願書

入学志願者は、入学願書（久留米市立久留米特別支援学校学則第3号様式）に必要事項を記入し、出身学校長を経由の上、久留米特別支援学校長へ提出すること。

(2) 調査書

出身学校長は、志願者の調査書（久留米特別支援学校で定める様式）を作成し、久留米特別支援学校長へ提出するものとする。この場合、出身学校長は自らを委員長とする「調査書作成委員会」を設け、生徒指導要録に準拠して厳正に作成すること。

(3) 療育手帳または知的障害があることを証明する専門医の診断書等の写し

(4) その他、久留米特別支援学校長が必要とする書類

4 入学選考料

入学選考料は無料とする。

5 志願書類提出期間

令和7年1月24日（金）から令和7年1月31日（金）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時（受付締切日は正午）までとする。

（ただし、土曜・日曜・祝日は受け付けない）

6 志願書類の受付

久留米特別支援学校長は、提出された志願書類を精査確認の上、受け付ける。

なお、受検票には、受検番号を記入し、公印を押印して交付するものとする。

第3 入学者選考

1 選考の方法

(1) 選考にあたっては、久留米特別支援学校長を責任者とする「入学者選考委員会」を組織するものとする。

(2) 入学者選考委員会は、選考の手続き及び基準を作成するものとする。

(3) 選考は、調査書及び諸検査等の資料を精査の上、総合的な判定により入学者を決定するものとする。

2 検査内容

学力調査、身体機能検査、健康診断、面接、その他必要な検査等については、久留米特別支援学校長が定めるものとする。

3 検査期日・日程

(1) 検査期日は、令和7年2月10日（月）から令和7年2月14日（金）までの期間で久留米特別支援学校長が定めるものとする。

(2) 日程は、久留米特別支援学校長が定めるものとする。

(3) 受検者が新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの罹患、その他やむを得ない理由により上記日程で受検できなかった場合は、後日追検査を行う。

4 検査場等

(1) 検査は、久留米特別支援学校において行うものとする。ただし、志願者の障害の状態等により、必要に応じて家庭や施設等で行うこともできるものとする。

(2) 採点、評価等は、久留米特別支援学校において行うものとする。

5 検査場責任者

久留米特別支援学校長を検査場責任者とする。

第4 合格者発表

1 合格者発表の期日は、令和7年3月10日（月）午前9時とする。

2 合格者発表は、久留米特別支援学校での掲示及びホームページ上で行うものとする。

第5 募集要項

久留米特別支援学校長は、この要項に基づき募集要項を作成するものとする。

学校教育法施行令（抜粋）

第2章 視覚障害者等の障害の程度

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもので、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

2 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

大橋小学校・善導寺小学校 統合基本計画【案】

令和6年10月
久留米市教育委員会

目 次

本 編

はじめに	1
1 大橋小学校・善導寺小学校の統合基本計画決定までの手順 ...	2
2 統合の対象校及び統合の組み合わせ	3
3 統合の方式、学校名称及び位置	4
4 統合の進め方	5
5 統合の実施時期及び統合に向けた取組項目	6
6 屏水エリアにおける新しい学校教育の実現	7

資料編

1 大橋小学校と善導寺小学校の児童数・学級数の推移	1
2 児童数・学級数の推計	3

本 編

はじめに

久留米市教育委員会では、小規模化が進む市立小学校の課題等に対応するため、基本的な考え方や対応等を取りまとめた「久留米市立小学校小規模化対応方針」を平成30年10月に策定しました。

対応方針では「子どもたちの教育を充実する観点からは、全学年でのクラス替えや学習活動の内容に応じて学級を超えた集団を編成することが可能となり、かつ同学年に複数の教職員を配置できる1学年が複数の学級で構成されていることが望ましい」とし、小規模化対応の基本方策を「学校の統合」としています。

この対応方針に基づき、令和3年4月には、本市で初めてとなる下田小・浮島小・城島小学校の統合を実施しました。また、令和7年4月には、青峰小・高良内小学校の統合を実施する予定です。これらの統合により、望ましい学校規模が実現されることとなります。

そうした中、急激な少子化と学校施設の老朽化が全市的により進行していることから、令和5年2月に対応方針を改定しました。

その中では、小規模化対応を検討する優先順位として、児童数推計の観点から「既に複式学級が発生している学校」「今後、複式学級の発生が見込まれる学校」「望ましい学校規模を下回る学校」を掲げるとともに、学校施設の老朽化の観点から「老朽化により施設の更新が必要な小規模校については、優先的な対応の検討を行う」としたところです。

そして、令和5年度より市立小学校の児童数・学級数の将来推計及び学校施設の状況を広く市民の皆様に公表するとともに、市議会において、全市的な小学校の小規模化への対応に関する集中的な審議が行われています。

このような中、大橋小学校・善導寺小学校統合基本計画【案】は、令和7年度より複式学級の発生が見込まれる大橋小学校を対象とした小学校統合を進めるため、市教育委員会において、統合の組み合わせ・統合までの手順・統合の実施時期等の基本的な事項について定め、併せて、屏水エリアにおける新しい学校への取組について掲げるものです。

1 大橋小学校・善導寺小学校の統合基本計画決定までの手順

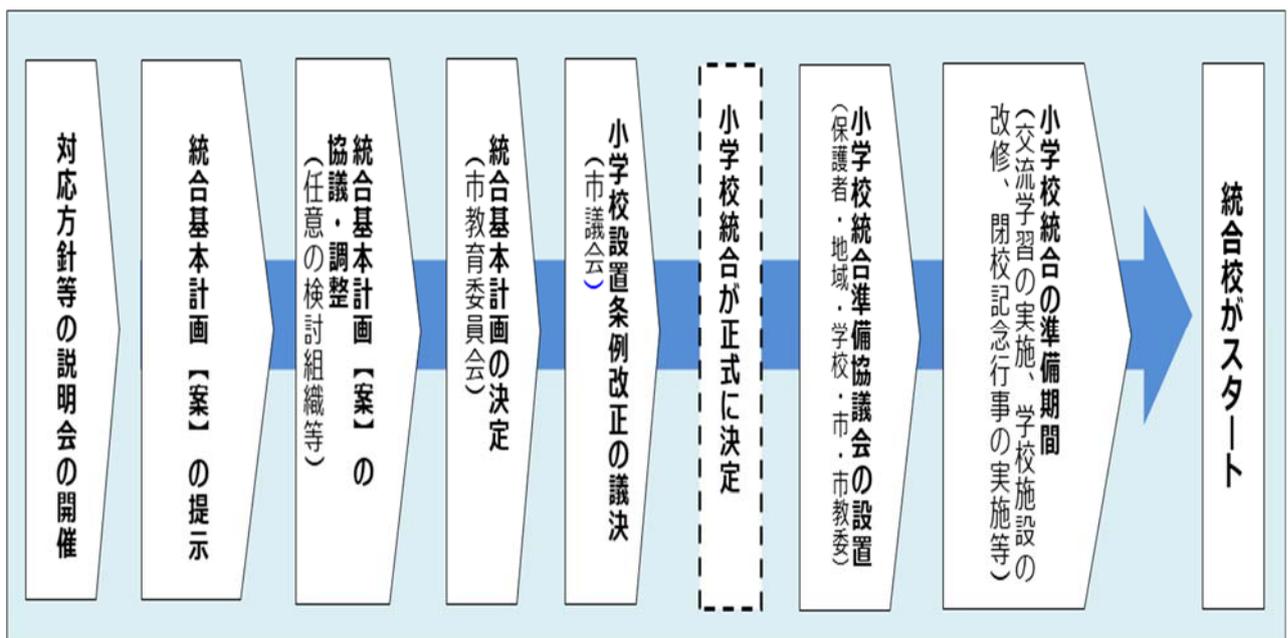
(1) 計画の位置付け

統合基本計画案の内容は、現段階における市教育委員会の原案です。市教育委員会では、原案に基づいて、統合の対象となる小学校の保護者や地域住民の方々等との丁寧な協議調整等を経たうえで、教育委員会議に諮る議案として決定します。

(2) 計画決定までの手順

- ① 統合基本計画案の内容等について、保護者や地域住民の方々等との丁寧な協議調整を実施
▽
- ② 保護者や地域住民の組織等において、統合基本計画案及び統合準備協議会への委員の推薦等について了承
▽
- ③ 大橋小学校・善導寺小学校統合基本計画を教育委員会議において議決し、正式に決定

[参考] 統合実施までの流れ



2 統合の対象校及び統合の組み合わせ

(1) 統合の対象校

久留米市立小学校小規模化対応方針に基づき、子どもたちへのよりよい教育にとって、望ましい学校規模を速やかに確保するため、令和7年度に複式学級が編制される見込みの小学校を統合の対象校とします。

統合の対象校	複式学級の編制状況
大橋小学校	令和7年度より編制する見込み

(2) 統合の組み合わせ

より良い教育条件・教育環境を整える観点から、望ましい学校規模が確保される組み合わせを基本とします。

大橋小学校の児童が基本的に進学する屏水中学校へ進学する小学校は、山本小学校・草野小学校・善導寺小学校です。その中で、大橋小学校に隣接する小学校は、草野小学校と善導寺小学校となります。

また、山本小学校・草野小学校・善導寺小学校のうち、大橋小学校との統合により、全ての学年が複数の学級で構成される規模となる組み合わせは、善導寺小学校のみとなります。

以上のことなどを総合的に考慮し、統合の組み合わせは善導寺小学校とします。

統合の対象校	組み合わせ校
大橋小学校	善導寺小学校

3 統合の方式、学校名称及び位置

統合の方式は、より良い教育条件・教育環境を速やかに整えるため、大橋小学校を善導寺小学校に編入する方式とします。

そのうえで、統合方式・学校規模・学校施設の状況・災害リスク等を踏まえ、現在の善導寺小学校の校舎を使用します。したがって、統合後の学校名称は善導寺小学校、学校位置は現在の善導寺小学校とします。

統合の方式	統合後の学校	
	名称	位置
編入統合	善導寺小学校	久留米市善導寺町与田450番地

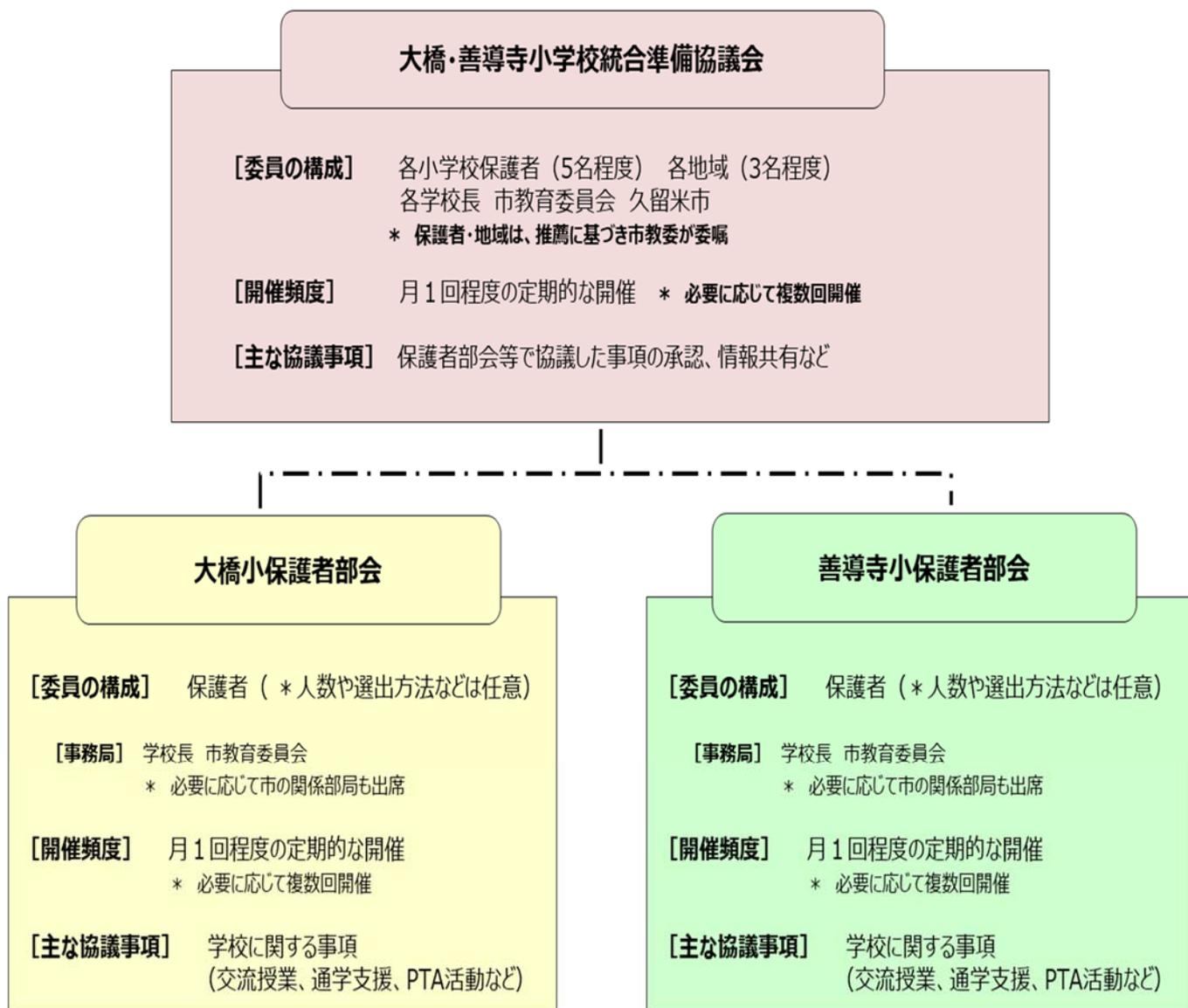
4 統合の進め方

具体的に調整すべき事項や円滑な統合に向けて行う必要がある準備等の検討については、本計画決定後、学校・保護者・地域住民の方々等で構成する統合準備協議会を設置して協議調整を行うとともに、その状況については、統合準備協議会ニュース等を作成して適宜広報していきます。

統合の進め方

学校・保護者・地域住民の方々等で構成する統合準備協議会を設置する。

統合準備協議会のイメージ



5 統合の実施時期及び統合に向けた取組項目

(1) 統合の実施時期

大橋小学校と善導寺小学校の統合時期は、次のとおりとします。

統合の実施時期
令和8年4月1日

具体的な手順やスケジュール【予定】

【令和6年11月まで】

- ◇ 統合基本計画案について、保護者や地域住民の方々等と協議調整を実施
- ◇ 保護者や地域住民の組織等において、統合基本計画案及び統合準備協議会への委員の推薦等について了承
- ◇ 教育委員会議で統合基本計画を決定

【令和6年12月】

- ◇ 市議会で小学校設置条例改正の議決（統合の正式決定）

【令和8年3月まで】

- ◇ 統合に向けた準備期間（統合準備協議会の設置及び統合に向けた取組項目の協議調整）

【令和8年4月】

- ◇ 統合校スタート

(2) 統合に向けた取組項目

統合に向けては、主に次の項目について取組を進めます。具体的な内容は、統合準備協議会において協議調整を行います。

取組項目	主な内容
児童の安全・安心のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事前交流の実施 ◇ スクールカウンセラーの拡充 ◇ 教職員配置の工夫 ◇ 善導寺小学校の改修 ◇ スクールバス等の通学支援 等
その他の協議検討項目	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 学童保育所の対応 ◇ 地域活性化（児童に関する地域活動）等

6 屏水エリアにおける新しい学校教育の実現

急速な人口減少・少子化が進行する中、久留米市の子どもたちの状況等を踏まえると、小中連携教育の充実を図り、その手法の一つとして小中一貫教育（義務教育学校・小中一貫校）の実施を検討する必要があります。

屏水エリアにおける新しい学校教育

義務教育学校を屏水エリアにおける新しい学校教育として位置付け、その新設に向けて協議を開始する。

こうした中、屏水エリアにおいては、大橋小・山本小・草野小とも全学年でクラス替えができない小規模校となっているほか、善導寺小学校を含む学校施設の老朽化が進行し、災害リスクも見られています。

屏水エリアの全ての小学校では、基本的に全ての児童が屏水中学校に進学することも踏まえ、大橋小学校と善導寺小学校の統合に続く次の段階として、小学校と中学校が一体となった義務教育学校を屏水エリアにおける新しい学校教育として位置付けます。

なお、教育内容の編成や教職員の確保が必要であり、また、必要な施設整備に相当の期間を要するため、早期の新設に向けて、速やかに協議を開始します。

義務教育学校の概要

【設置根拠】	条例
【修業年限】	前期課程6年・後期課程3年
【学年編成】	1・2・3・4・5・6・7・8・9年
【校長】	1人
【教職員】	小中学校を合わせて一つの組織
【教員免許】	原則として小学校と中学校の免許が必要（当分の間はどちらか一方の所有でも可）
【教育課程の特例】	
	① 小中学校間の指導内容の入替えなど、教育課程の特例が設置者の判断で可能
	② 次のような柔軟な学年段階の区切りを設定することが可能
	4年—3年—2年（小1・2・3・4）（小5・6・中1）（中2・3）
	5年—4年（小1・2・3・4・5）（小6・中1・2・3）

資料編

1 大橋小学校と善導寺小学校の児童数・学級数の推移

統合の対象校である大橋小学校と善導寺小学校における昭和50年度から令和6年度までの児童数・学級数の推移は次のとおりです。

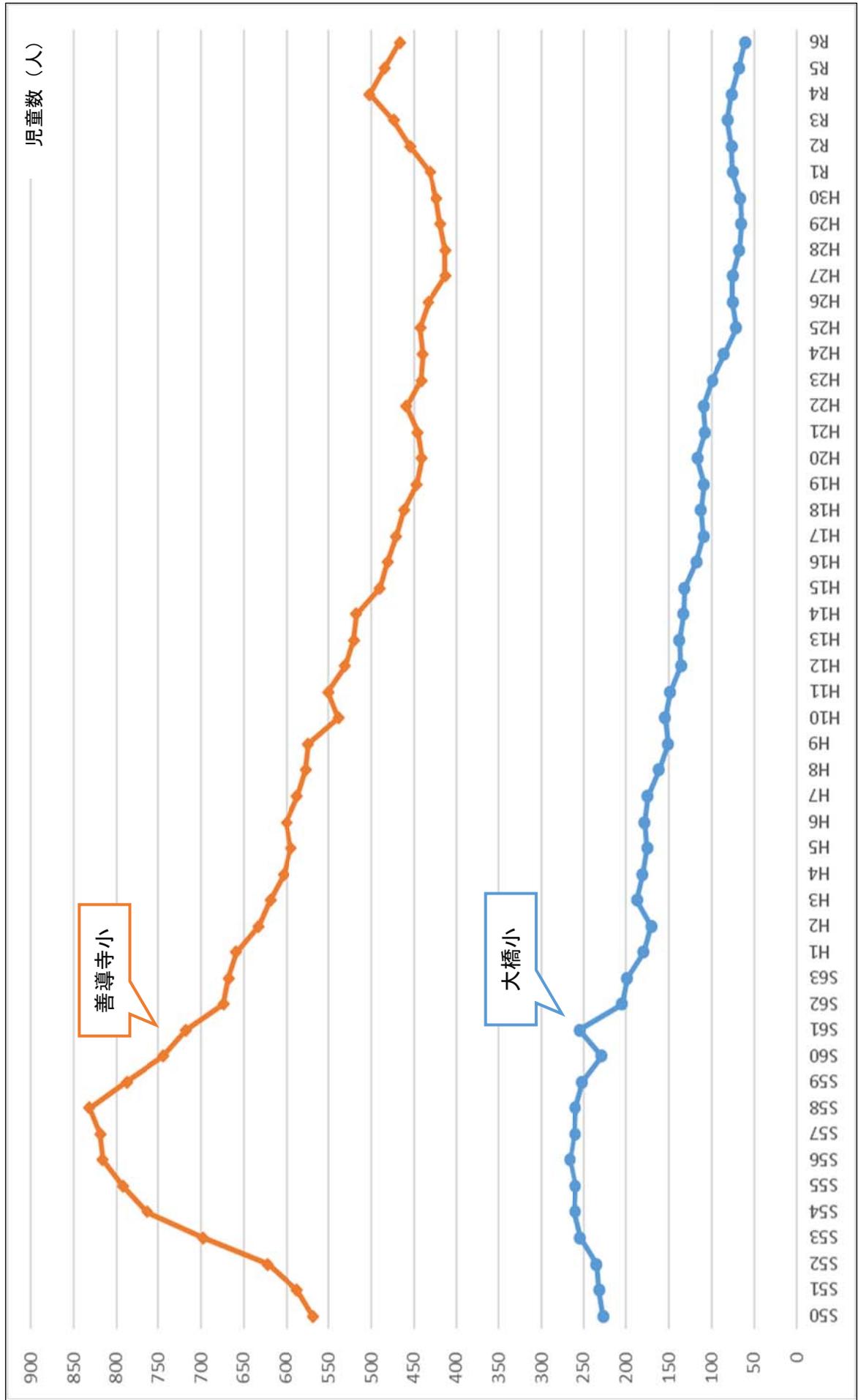
(1) 児童数・学級数の推移

年度	大橋小		善導寺小		年度	大橋小		善導寺小	
	児童	学級	児童	学級		児童	学級	児童	学級
S50	227	7	569	15	H12	136	6	531	17
S51	232	7	587	16	H13	138	7	521	17
S52	235	7	622	18	H14	133	7	518	18
S53	254	7	698	18	H15	132	7	490	17
S54	261	7	764	20	H16	118	6	481	17
S55	260	7	793	20	H17	110	7	471	16
S56	266	8	816	20	H18	113	7	462	16
S57	261	8	819	20	H19	109	7	447	15
S58	260	8	832	22	H20	117	7	441	15
S59	252	8	788	20	H21	108	7	446	16
S60	229	7	745	20	H22	110	7	459	16
S61	255	7	718	19	H23	99	7	442	15
S62	205	6	674	18	H24	85	7	440	15
S63	199	6	668	18	H25	71	7	443	14
H1	180	6	659	18	H26	75	7	433	15
H2	171	6	633	19	H27	75	7	413	15
H3	188	7	619	19	H28	67	7	413	14
H4	181	7	603	18	H29	65	7	419	15
H5	176	7	595	18	H30	66	7	424	16
H6	179	7	600	18	R1	75	7	431	18
H7	175	6	587	18	R2	76	7	455	18
H8	162	6	577	18	R3	81	7	474	20
H9	151	6	574	18	R4	76	7	502	21
H10	155	6	539	17	R5	68	7	485	20
H11	149	6	551	18	R6	61	7	467	20

(注) 児童数は、各学校に在籍する全児童数（各年度5月1日時点）、学級数は各学校の全学級数です。

(2) 児童数の推移グラフ

大橋小学校、善導寺小学校とともに、長期的には減少傾向にあります。



2 児童数・学級数の推計

(1) 令和6年度の状況

大橋小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	合計
学級数	1	1	1	1	1	1	1	7
児童数	5	7	10	8	10	15	6	61
学級当たりの児童数	5.0	7.0	10.0	8.0	10.0	15.0	-	-

善導寺小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	合計
学級数	2	2	3	2	3	2	6	20
児童数	67	56	95	66	79	69	35	467
学級当たりの児童数	33.5	28.0	31.6	33.0	26.3	34.5	-	-

(注1) 令和6年5月1日時点の児童数・学級数です。

(注2) 1年生から6年生までは1学級35人編制、6年生は40人編成です。

(注3) 特別支援学級の編制は、障害種ごとに1学級当たり児童8人が上限です。

(2) 児童数・学級数の推計

住民基本台帳（令和6年5月）をもとに、過去5年間の児童数の増減率を反映して算定した児童数・学級数の推計は次のとおりです。

大橋小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R6	1	1	1	1	1	1	6
	5	7	10	8	10	15	55
R7	1	複式学級		1	1	1	5
	12	5	7	10	8	10	52
R8	1	1	複式学級		1	1	5
	10	12	5	7	10	8	52
R9	1	1	1	複式学級		1	5
	13	10	12	5	7	10	57
R10	1	1	1	1	複式学級		5
	11	14	10	12	5	7	59
R11	1	1	1	1	1	1	6
	6	11	14	10	12	5	58
R12	1	1	1	1	1	1	6
	11	6	11	14	10	12	64

善導寺小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R6	2	2	3	2	3	2	14
	67	56	95	66	79	69	432
R7	3	2	2	3	2	3	15
	74	65	57	97	66	80	439
R8	3	3	2	2	3	2	15
	90	72	66	58	97	67	450
R9	2	3	3	2	2	3	15
	67	88	73	67	58	98	451
R10	3	2	3	3	2	2	15
	75	65	90	75	67	59	431
R11	2	3	2	3	3	2	15
	65	73	66	92	75	68	439
R12	2	2	3	2	3	3	15
	66	63	74	67	92	76	438

（注1）表中は通常学級で各年度の上段は学級数、下段は児童数です。

（注2）過去5年間に1学年が上がるごとの児童数の増減値の平均を増減率として算出しています。

（注3）令和7年度以降は、全学年で1学級35人編制となります。

（注4）隣り合う2つの学年の児童数の合計が第1学年を含む場合は8人以下、それ以外の学年では16人以下で複式学級が編制されます。

◇ 令和8年度に大橋小と善導寺小が統合する場合の全児童数・学級数の推計

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	合計
R8	3	3	3	2	4	3	6	24
	100	84	71	65	107	75	41	543
R9	3	3	3	3	2	4	6	24
	80	98	85	72	65	108	41	549
R10	3	3	3	3	3	2	6	23
	86	79	100	87	72	66	41	531
R11	3	3	3	3	3	3	6	24
	71	84	80	102	87	73	41	538
R12	3	2	3	3	3	3	6	23
	77	69	85	81	102	88	41	543

(注) 特別支援学級は、令和6年5月1日時点の児童数・学級数としています。

(3) 校区図

大橋小学校から善導寺小学校までの学校間の距離は、次のとおりです。なお、実際の道路上で計測した距離を表示しています。



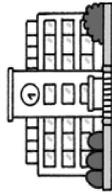
大橋小学校・善導寺小学校統合基本計画【案】 の説明会を行います

日頃より大橋小学校の学校活動にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
お忙しい中、急な日程となり、大変恐れ入りますが、大橋小学校と善導寺小学校の統合基本計画【案】について、次のとおり説明会を開催いたしますので、どうぞご参加ください。

【開催日程】 いずれの回も同じ内容です。（お申し込み不要）

	1 回目	2 回目
と き	10月29日（火） 19時00分から	11月4日（月・祝） 14時00分から
所要時間	約1時間30分の予定です。	
場 所	大橋校区コミュニティセンター	
駐 車 場	コミュニティセンターの駐車場をご利用ください。 *駐車場には限りがございます	
対 象	大橋小学校保護者の皆様・大橋校区にお住まいの皆様	
主 な 内 容	・大橋小学校・善導寺小学校統合基本計画【案】の説明 ・質疑応答	

* 11月4日は託児を実施します。希望する方はうら面をご覧ください*



【お問い合わせ先】
久留米市教育委員会 総務 学校規模子ーム
TEL：0942-30-9213/FAX：0942-30-9719
メー ル：kyousou@city.kurume.lg.jp

大橋小学校・善導寺小学校統合基本計画【案】 の説明会を行います

日頃より善導寺小学校の学校活動にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
お忙しい中、急な日程となり、大変恐れ入りますが、大橋小学校と善導寺小学校の統合基本計画【案】について、次のとおり説明会を開催いたしますので、どうぞご参加ください。

【開催日程】 いずれの回も同じ内容です。（お申し込み不要）

	1 回目	2 回目
と き	11月10日（日） 15時00分から	11月12日（火） 19時00分から
所要時間	約1時間30分の予定です。	
場 所	善導寺コミュニティセンター	
駐 車 場	コミュニティセンターの駐車場をご利用ください。 *駐車場には限りがございます	
対 象	善導寺小学校保護者の皆様 善導寺校区にお住まいの皆様	
主 な 内 容	・大橋小学校・善導寺小学校統合基本計画【案】の説明 ・質疑応答	

* 託児を実施します。希望する方はうら面をご覧ください*



【お問い合わせ先】
久留米市教育委員会 総務 学校規模子ーム
TEL：0942-30-9213/FAX：0942-30-9719
メー ル：kyousou@city.kurume.lg.jp

教育委員会後援事業等に関する報告

R6.9.12からR6.10.16受付分まで
※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	作品受付期間: 令和6年11月1日(金)～12月16日(月) 予選結果発表: 令和7年1月15日(水) 決勝大会: 令和7年2月16日(日)	第4回テレQアナウンスコンクール	株式会社TVQ九州放送	株式会社TVQ九州放送福岡本社第1スタジオ	後援	学校教育課
2	令和6年11月16日(土)9:00～20:30	11月例会みらくるフェスタ～PLAY&JOY～	一般社団法人久留米青年会議所	百年公園 (多目的広場、運動広場、催し広場)	後援	学校教育課
3	令和6年10月～令和8年3月 (利用者の希望日に応じて随時実施)	心理検査のご案内	NPO法人PORT	久留米市市民活動サポートセンターみんくる他	後援★	学校教育課
4	令和6年11月20日(水)13:45～16:50	筑後地区学校図書館研究大会	筑後地区学校図書館協議会	朝倉市立福田小学校	後援★	学校教育課
5	令和6年11月23日(土)9:00～17:30	UKIUKI浮島WAKUWAKUワークス クール～小学生向け職業体験～	久留米南部商工会青年部	浮島小学校(廃校)	後援★	学校教育課
6	①令和6年11月1日(金)13:30～18:00 ②令和6年11月2日(土)10:00～12:00	KOSEN水素フォーラム 2024inKURUME	久留米工業高等専門学校	久留米シティプラザ	後援★	学校教育課
7	令和7年2月16日(日)8:45～12:30	第41回久留米市少年健全育成 駅伝大会	久留米市青少年育成市民会議	久留米総合スポーツセンター 陸上競技場及びその周辺	後援	学校教育課
8	令和6年12月7日(土)15:00～17:30 令和6年12月8日(日)15:00～17:30	ブリヂストン吹奏楽団久留米 第54回久留米定期演奏会	ブリヂストン吹奏楽団久留米	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
9	令和6年11月29日(金)10:30～12:00	福岡県退職教職員協会久留米 支会教育文化芸術事業 落語公演「柳家花緑独演会」	一般財団法人福岡県退職教 職員協会久留米支会	えーるピア久留米 視聴覚ホール	後援	生涯学習推進課
10	令和6年10月27日(日)13:00～15:30	久留米ハッピープレイスフェス (楽器体験とライブ)	久留米ハッピープレイス	御井校区コミュニティセン ター 大ホール	後援	生涯学習推進課
11	令和6年11月10日(日)9:00～16:30	サイクルファミリーパークフェスタ 2024	(公財)久留米観光コンベン ション国際交流協会	久留米市御井町2028 久留米サイクルファミリー パーク	後援	生涯学習推進課
12	令和6年11月19日(火)～ 12月1日(日)10:00～17:00 ※ライトアップ時は20:00まで	もみじまつり2024	公益財団法人久留米文化振 興会	石橋文化センター 日本庭園、楽水亭、他園内 各所	後援	生涯学習推進課
13	令和6年11月2日(土)18:30～20:30	久留米室内管弦楽団第52回定 期演奏会	久留米室内管弦楽団	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
14	令和6年12月21日(土)13:00～18:00	ランドセルランド	久留米大学キャリアプロジェ クト	久留米シティプラザ 六角堂広場	後援	生涯学習推進課
15	令和6年11月30日(土)、12月1日(日) 10:00～15:00	ハレルーヤマルシエin百年公園	NPO法人 くるぶら	久留米百年公園 (多目的広場)	後援	生涯学習推進課
16	①令和6年10月13日(日)10:30～14:00 ②令和6年11月24日(日)10:30～15:30 ③令和6年12月8日(日)10:30～16:00 ④令和7年1月12日(日)時間調整中 ⑤令和7年2月23日(日)時間調整中	Percheのスキルマーケット・マル シエ・交流会 (Percheを通じて地域全体の活性 化を生み出す仕組み作り事業)	Perche(べるしえ)	みんくる	後援★	生涯学習推進課
17	令和6年11月29日(金)14:00～16:30	シネマ&トーク マイヤ・インソラ旅から生まれるデ ザイン	久留米友の会	久留米市石橋文化会館 小ホール	後援	生涯学習推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
18	令和6年9月27日(金)、10月1日(火)、6日(日) 10:00～11:30	子どもを伸ばす親になれるコミュニケーション講座 & 子育て世代のライフプラン講座	一般社団法人JPCA家庭教育講座 講師会	オンライン(ZOOM)	後援	生涯学習推進課
19	令和6年11月9日(土)14:00～15:30	子どものスマホ依存防止講演会「小さな子どもの発達とメディアの関係」～デジタルネイティブ世代の未来を守るには～	まなびあい・久留米	石橋文化会館 研修室A	後援	生涯学習推進課
20	令和6年12月8日(日)10:00～17:00	第12回 Dr.ブンブン ～オトナにチャレンジ!～	Dr.ブンブン実行委員会	久留米シティプラザ全館	後援	生涯学習推進課
21	令和6年11月30日(土)10:00～17:30	第16回 五色百人一首筑後地区大会	五色百人一首を広める会 筑後支部	筑後市中央公民館 (サンコア)	後援	生涯学習推進課
22	令和6年10月27日(日)10:30～16:00	第9回マーメイドフェスタin久留米 秋～Syu～costume party	マーメイドフェスタ実行委員会	筑後市中央公民館 (サンコア)	後援	生涯学習推進課
23	令和6年10月11日(金)～14日(月) 9:00～18:00(最終日15:00まで)	第27回竹峰書藝大院全国書道展	竹峰書藝大院	久留米シティプラザ 六角堂広場、ほとめき通り 商店街	後援	生涯学習推進課
24	令和7年3月12日(水)～16日(日) 10:00～17:00(最終日15:00まで)	第33回現代の書展	書友会	久留米市美術館	後援	生涯学習推進課
25	令和6年11月9日(土)、15日(金)、19日(火) いずれも10:00～11:30	家事家計講習会	久留米友の会	久留米大学御井キャンパス「つながるめ」、八女伝統工芸館、久留米友の家	後援	生涯学習推進課
26	令和6年9月25日(水)～11月30日(土) 11:00～18:00	久留米まちなか美術館2024 めぐって繋がるまちづくり No13	けやきとアートの散歩路	Gallery Earl Gray、蜷川公園、真教寺、本泰寺、千栄寺、順光寺、市内のcaféやレストラン	後援	生涯学習推進課
27	令和6年11月2日(土)～令和7年1月13日(月祝) 61日間 開館時間 10:00～17:00 (入館は16:30まで) 月曜休館(ただし11月4日、1月13日は開館)、年末年始(12月29日～1月2日)	日本が見たドニ ドニの見た日本	久留米市美術館 (指定管理者:(公財)久留米文化振興会)	久留米市美術館 (本館2階)	後援	生涯学習推進課
28	令和6年11月16日(土)、17日(日) 9:00～16:00	第35回九州さつき盆栽展	九州さつき愛好会	久留米リサーチパーク	後援	生涯学習推進課
29	令和6年11月24日(日)11:30～17:00	第2回筑後地域子どもメディカルラリー大会	NPO法人筑後地域救急医療研究会	久留米大学医学部旭町キャンパス	後援	生涯学習推進課
30	令和6年10月13日(日)14:00～14日(月)18:00	2024-25大同生命SV.LEAGUE WOMEN 第一節 SAGA久光スプリングス ホームゲーム	SAGA久光スプリングス株式会社	久留米アリーナ	後援	体育スポーツ課
31	令和6年11月5日(火)・19日(火)・26日(火) 17:30～19:40 令和6年11月7日(木)・14日(木)・21日(木) 17:45～18:45	チアダンス無料体験イベント	久留米チアクラブ	野中生涯学習センター	後援	体育スポーツ課
32	令和6年11月4日(月)11:00～14:00	スポーツ教室	久留米大学	久留米大学医学部 総合グラウンド	後援★	体育スポーツ課

YouTube チャンネル「ポケモン Kids TV」における動画公開について

令和6年7月28日（日）に久留米大学で久留米市内の小学生を対象に開催された特別講座「良いすいみん？悪いすいみん？「すいみん」について考えよう！」に関する動画が、ポケモン公式 YouTube チャンネル「ポケモン Kids TV」において公開されました。



記

動画タイトル : 体験探検ピカチュウ部！すいみん編
公開日時 : 令和6年10月1日（火）15時
公開URL : <https://www.youtube.com/watch?v=vFQG3dbvIKo>



QRコード

久留米市中学校英語スピーチコンテスト実施報告

1 第32回久留米市中学校英語スピーチコンテスト

- 期 日 令和6年10月2日（水）午後
- 会 場 えーるピア久留米 視聴覚ホール
- 出場校 久留米市立中学校（17校）、福岡教育大学附属久留米中学校、久留米信愛中学校
- 出場者 各学校1名（19名）
- 表 彰 各部門の優勝・準優勝、参加者全員に優秀賞
※優勝・準優勝者を北筑後中学生英語スピーチコンテストに推薦
- 受賞者 【優勝】高牟礼中学校3年
『Embrace Yours』
【準優勝】城南中学校3年
『The Story of My Adventure in Learning the English Language』

2 昨年度からの変更について

- (1)部門変更
暗誦の部を廃止して、自由の部のみとした。
- (2)変更理由
 - ・R6県及び北筑後のコンテストも、自由の部のみとなったため。
 - ・生徒が自分の気持ちや考えを主張する機会を設けるため。
 - ・各学校において、「話すこと（発表）」の学習活動を充実させるため。
- (3)変更にあたって
自由の部（スピーチ）に向けた取組（授業での実践、代表者に対する指導法など）について、市内中学校教員の研修の場において啓発した。

発表順	TITLE (演題)	学校名	学年
1	The Joy of Learning	青 陵	3
2	We Cannot Live Alone	櫛 原	2
3	The Importance of Friendship	筑邦西	3
4	The Story of My Adventure in Learning the English Language	城 南	3
5	Toward the World without Suffering	牟田山	3
6	What New Zealand Taught Me	信 愛	3
7	Best Friend Forever	附属久留米	1
8	Donation at Beauty Salon	三 瀨	3
9	Let's Make a Better World	屏 水	2
10	Useful Skills That I've Acquired	北 野	3
11	The World and Society Connected by VR	荒 木	3
12	What We Can Do to Live Happily	江 南	3
13	The Person I Want to Thank	良 山	3
14	Embrace Yours	高牟礼	3
15	Parting and Encounter	諏 訪	3
16	Beyond the Country	宮ノ陣	3
17	A Thought about Dialects	城 島	3
18	Feeling of Gratitude	明 星	3
19	Important Things	田主丸	3

令和6年度久留米市立小・中・高・特別支援学校等の卒業式について

令和6年度の久留米市立小・中・高・特別支援学校等の卒業式の期日は、下記のとおりです。

記

年	月日	曜日	学校名等
令和7年	3月 1日	土	南筑高等学校
	3月 1日	土	三井中央高等学校
	3月 3日	月	久留米商業高等学校
	3月 4日	火	久留米特別支援学校（高等部）
	3月11日	火	久留米特別支援学校（小学部・中学部）
	3月 8日	土	中学校
	3月13日	木	小学校

久留米市奨学金のあり方の検討について

1 趣旨

久留米市奨学金は、経済的な理由によって、高校等の就学が困難な生徒に対し、入学一時金及び各月の奨学金を給付しています。

そうした中、高校等に必要な費用負担の状況や公的給付・民間支援の動向を踏まえ、家計負担や市の財源確保も考慮した、より効果的な市奨学金のあり方について、検討しているところです。

2 現在の久留米市奨学金の概要

(1) 給付要件

- ① 当該生徒の生計を主として維持する者が久留米市内に住所を有すること
- ② 高校等に在学し、学業意欲のあること
- ③ 経済的理由により就学が困難なこと
- ④ 基本的に他の奨学機関等から学資の支給を受けていないこと

(2) 給付内容

	入学一時金（入学時）	月額給付（3年間）	給付定員
公立高校等	20,000 円	月 5,000 円（年間 60,000 円）	1 学年 70 人 （計 210 人）
私立高校等	30,000 円	月 7,000 円（年間 84,000 円）	

(3) 備考

- ① 給付型の奨学金であり、将来の返納義務はありません。
- ② 自治体独自の高校等の奨学金は、中核市では13団体が給付（令和5年度現在）しています。なお、財源上は国県からの補助はありません。

3 高校等に必要な費用負担の状況

文部科学省「子どもの学習費調査」によると、令和3年度における高校等に必要な費用は次のとおりとなっており、1年生時における負担が大きくなっています。

	1年生	2年生	3年生	合計
公立高校等	468,797 円	276,366 円	189,079 円	934,242 円
私立高校等	1,022,188 円	658,897 円	560,460 円	2,241,545 円

* 本調査は、平成6年度より隔年で実施

4 公的給付・民間支援の動向

- ① 国の「高等学校就学支援金制度」による授業料の実質的な無償化措置
- ② 国による児童手当の拡充（所得制限の撤廃・高校生等への新規支給など）
- ③ 県の「高校生等奨学給付金制度」による住民税所得割非課税世帯を対象とした給付型奨学金の給付
- ④ 民間による奨学金制度の拡充

5 今後について

以上のような高校等を取り巻く状況を踏まえ、入学時の重点的支援など、新年度に向けた検討を進めていきたいと考えております。

学校給食のあり方及び給食費に関する検討について

1 学校給食運営審議会の検討状況

久留米市学校給食運営審議会では、食材価格の上昇が継続している中、学校給食のあり方及び給食費について、これまで4回（7月～10月）の審議が行われ、今回、次のとおり答申があったところです。

2 答申の主な内容

(1) 学校給食のあり方について

学校給食摂取基準を充足し栄養バランスのとれた、質・量ともに十分で、多様な食材を組み合わせた魅力ある献立の給食であることが望ましい。

(2) 学校給食費について

食材価格の上昇や栄養基準の充足状況などを踏まえると、成長期にある子どもたちに相応しい給食を持続的に提供するためには、令和7年4月から学校給食費を次のとおり改定することが望ましい。

		現行	改定後	
小学校等	月額	4,600円	5,100円	+500円
	1食単価	260円	288円	+28円
中学校等	月額	5,600円	6,200円	+600円
	1食単価	316円	350円	+34円

※ 小学校等には特別支援学校小学部、中学校等には特別支援学校中学部と特別支援学校高等部を含みます。

(3) 主な附帯意見

- ① 旬の地元食材の活用や安全で安定的な食材の調達等について、引き続き検討をお願いしたい。
- ② 給食費改定の必要性など、保護者等に対する丁寧な説明を適切な時期に実施していただきたい。
- ③ 保護者負担が急激な増加にならないよう、支援の充実を検討し、実施していただきたい。
- ④ 物価高騰など環境の変化に応じて適切なタイミングで給食費の改定が行われるよう、時期を逸することなく検討するための基準等について、検討していただきたい。

3 今後について

審議会からの答申及びこれまでにいただいたご意見等を踏まえながら、引き続き検討してまいります。

令和 6 年 1 0 月 1 0 日

久留米市教育委員会
教育長 井上 謙介 様

久留米市学校給食運営審議会
会長 安倍 ちか



答申書

令和 6 年 7 月 1 1 日付で諮問があった学校給食のあり方及び学校給食費について、下記のとおり答申する。

記

1 学校給食のあり方について

学校給食は、子どもたちの健康や心身の成長のため、適切な栄養摂取という役割に加え、食育においても重要な役割を担うものである。

食材価格の上昇が続く中、限られた給食費の範囲内で様々な工夫をしながら給食が提供されているが、学校給食摂取基準を充足し栄養バランスのとれた、質・量ともに十分で、多様な食材を組み合わせた魅力ある給食であることが望ましいものである。

2 学校給食費について

食材価格の上昇や栄養基準の充足状況など、久留米市の給食を取り巻く現状を踏まえると、成長期にある子どもたちに相応しい給食を持続的に提供するためには、令和 7 年 4 月から学校給食費を改定することが望ましく、改定額については、次のとおりとするのが妥当であるという結論に至った。

区分	月額	1 食単価
小学校等	5, 1 0 0 円 (現行額 + 5 0 0 円)	2 8 8 円 (現行額 + 2 8 円)
中学校等	6, 2 0 0 円 (現行額 + 6 0 0 円)	3 5 0 円 (現行額 + 3 4 円)

※ 小学校等には特別支援学校小学部、中学校等には特別支援学校中学部と特別支援学校高等部を含む。

3 附帯意見

- (1) 子どもたちの心身の成長に相応しい、栄養バランスのとれた魅力ある給食となるよう努めていただきたい。そのためにも、旬の地元食材の活用や安全で安定的な食材の調達等について、引き続き検討をお願いしたい。
- (2) 給食費の改定により、保護者負担が急激な増加にならないよう、支援の充実を検討し、実施していただきたい。
- (3) 給食費の改定の必要性などについて理解と納得を得るため、保護者等に対する丁寧な説明を適切な時期に実施していただきたい。
- (4) 物価高騰など環境の変化に応じて適切なタイミングで給食費の改定が行われるよう、食材価格の動向や栄養の充足状況等を適宜本審議会で確認するとともに、時期を逸することなく検討するための基準等について、検討していただきたい。

学校給食のあり方及び給食費について



学校給食のあり方及び給食費について

I 給食費について P.3 ~ P.11

- 1 給食費改定の検討
- 2 栄養基準充足状況ごとの献立
- 3 栄養基準充足状況の比較（試算）

II 今後の改定に関する検討 P.12 ~ P.13

- 1 次回以降の改定頻度等について

I 給食費について

1 給食費改定の検討 [小学校]

○ 栄養基準充足状況を「どうか充足」「充足」「十分に充足」に区分し、各区分に応じた改定額を検討。

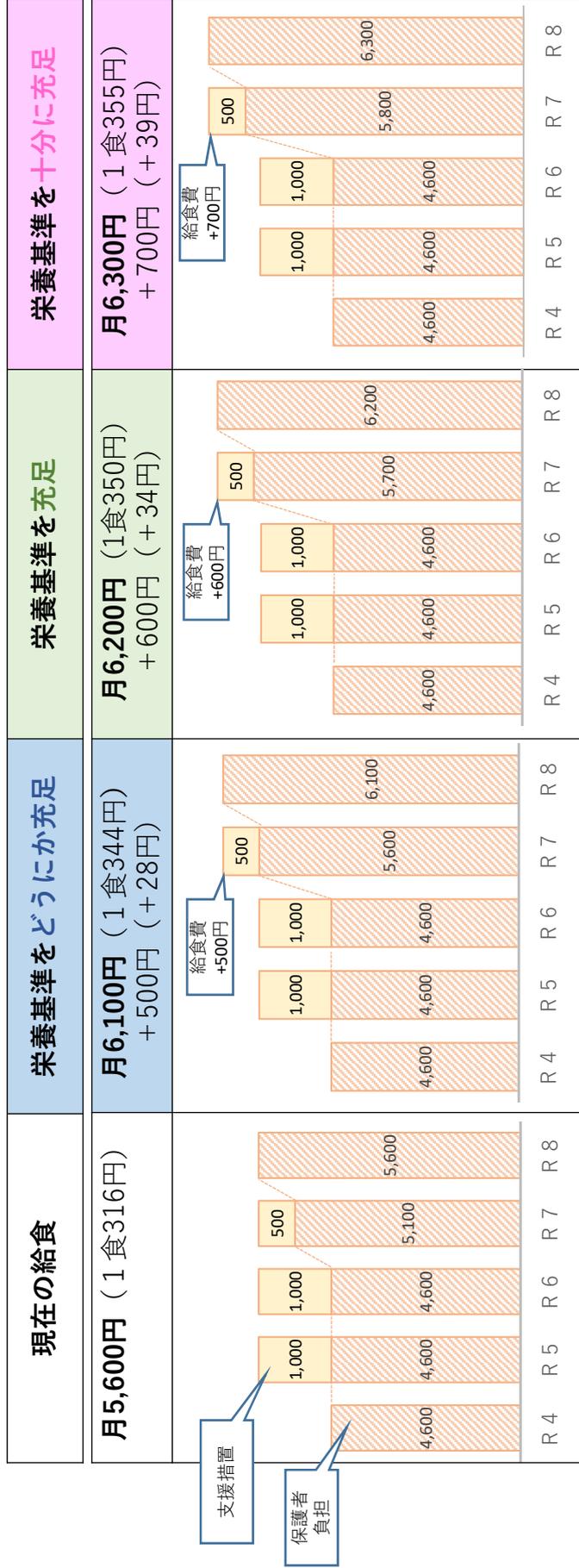
	現在の給食								栄養基準をどうにか充足								栄養基準を充足								栄養基準を十分に充足																
	月4,600円 (1食260円) +400円 (+22円)								月5,000円 (1食282円) +400円 (+22円)								月5,100円 (1食288円) +500円 (+28円)								月5,200円 (1食293円) +600円 (+33円)																
保護者負担	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
支援措置	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250
給食費	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600
給食費増減																																									
支援措置(予定含む)	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
保護者負担	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
保護者負担増減	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0
給食費	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
給食費増減																																									
支援措置	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
保護者負担	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
保護者負担増減	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0
給食費	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
給食費増減																																									
支援措置	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
保護者負担	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
保護者負担増減	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0

栄養基準	どうか充足								充足								十分に充足							
	R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8				
年度																								
給食費	4,100	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,100	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,100	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600		
給食費増減																								
支援措置(予定含む)		500	500	500	500	500	500	500	500	500		500	500	500	500	500		500	500	500	500	500		
保護者負担	4,100	4,100	4,100	4,350	4,600	4,600	4,100	4,100	4,750	5,000	4,100	4,100	4,100	4,100	4,850	5,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,950		
保護者負担増減	-	0	0	+250	+250	+250	0	0	+650	+250	-	0	0	0	+750	+250	-	0	0	0	+850	+250		

※ 支援措置は、令和5年4月に給食費を増額改定した分についての支援の額(令和6年度予算時点)

I 給食費について

[中学校]



栄養基準	—				どうにか充足				充足				十分に充足			
	R4	R5	R6	R7	R4	R5	R6	R7	R4	R5	R6	R7	R4	R5	R6	R7
給食費	4,600	5,600	5,600	5,600	4,600	5,600	5,600	6,100	4,600	5,600	5,600	6,200	4,600	5,600	5,600	6,300
給食費増減				±0				+500				+600				+700
支援措置(予定含む)		1,000	1,000	500		1,000	1,000	500		1,000	1,000	500		1,000	1,000	500
保護者負担	4,600	4,600	4,600	5,100	4,600	4,600	4,600	5,600	4,600	4,600	4,600	5,700	4,600	4,600	4,600	5,800
保護者負担増減	-	0	0	+500	-	0	0	+1,000	-	0	0	+1,100	-	0	0	+1,200
				+500				+500				+500				+500

※ 支援措置は、令和5年4月に給食費を増額改定した分についての支援の額(令和6年度予算時点)

I 給食費について

2 栄養基準充足状況ごとの献立

○改定した場合の栄養基準充足の状況を試算するため、「どうにか充足」「充足」「十分に充足」の区分ごとに、1カ月分の仮の献立を作成

(1) 小学校の給食

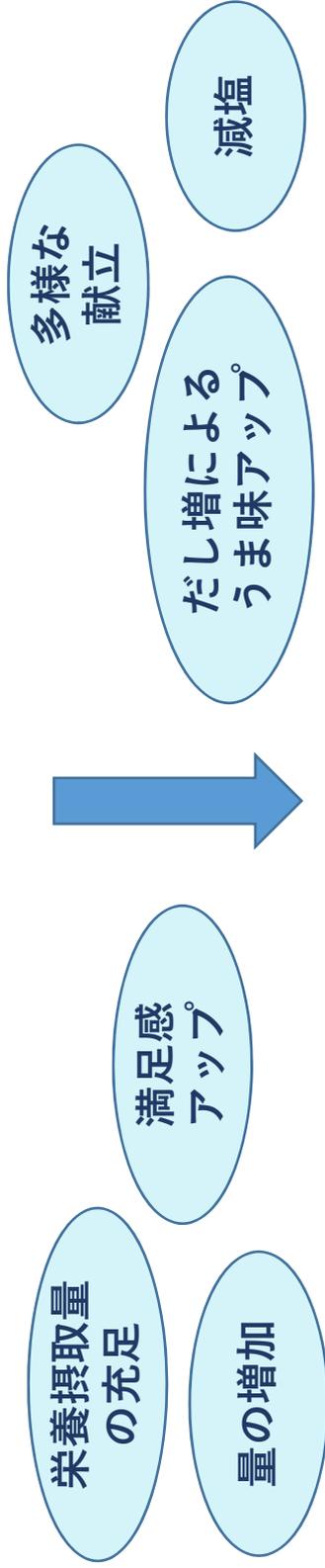
① 実際の小学校の給食の献立（令和6年6月分）

月(げつ)	火(か)	水(すい)	木(もく)	金(きん)
3	あざりのつくだに くろめさんサラダ チキンとごぼうのあまからだれ むぎごはん	さけのうめみそやき ごまあえ むぎごはん もずくじる	きりほしだいこんとうろふようのごまあえ むぎごはん やきそば	ハンバーグ キャベツとコーンのケチャップソースかけ はさんでたべよう かしわがたん いんげんまめのポタージュ
10	さほのきゆうりとわかめのカレーたつたあげずのもの むぎごはん みそじる	【じばさんのひ】 ごまつなのじやにあえ ミニアセロラゼリー ふりかけ むぎごはん にくじやが	【わしよくのひ】 さけのうめみそやき ごまあえ むぎごはん もずくじる	かいそうサラダ ポチトのカレー キャロットパン
17	いわしフライ むじきのもの むぎごはん みそじる	【おきなわけんのりょうり】 ★ママーナチャンプル くわじゅうラー ソーキそば	ひじきのふりかけ うめドリッパングサラダ むぎごはん いそに	【イタリアのりょうり】 イタリアンサラダ シューブドスハグタイ ミルクむじりパン
24	なすとぶたにくのみそじため りんごかん むぎごはん かきたまじる	【あさごはんのひ】 やまししやも 1〜2ねん 1び 3〜6ねん 2び なっどう むぎごはん みそじる	【かみかみこんだて】 きびこのあまからあげ あましのあまの むぎごはん とうろふようのあまの みそじる	アイスバウガスのクリームに ワンローパン
25	はりはりつけ フルーツ ヨーグルト むぎごはん 手キンカレー	おレンじかん こまつなのソテー むぎごはん えびとうろふのチリソース	【あさごはんのひ】 やまししやも 1〜2ねん 1び 3〜6ねん 2び なっどう むぎごはん みそじる	アイスバウガスのクリームに ワンローパン
26	はりはりつけ フルーツ ヨーグルト むぎごはん 手キンカレー	おレンじかん こまつなのソテー むぎごはん えびとうろふのチリソース	【あさごはんのひ】 やまししやも 1〜2ねん 1び 3〜6ねん 2び なっどう むぎごはん みそじる	アイスバウガスのクリームに ワンローパン
27	はりはりつけ フルーツ ヨーグルト むぎごはん 手キンカレー	おレンじかん こまつなのソテー むぎごはん えびとうろふのチリソース	【あさごはんのひ】 やまししやも 1〜2ねん 1び 3〜6ねん 2び なっどう むぎごはん みそじる	アイスバウガスのクリームに ワンローパン
28	はりはりつけ フルーツ ヨーグルト むぎごはん 手キンカレー	おレンじかん こまつなのソテー むぎごはん えびとうろふのチリソース	【あさごはんのひ】 やまししやも 1〜2ねん 1び 3〜6ねん 2び なっどう むぎごはん みそじる	アイスバウガスのクリームに ワンローパン

I 給食費について

〈給食費を改定することによる効果〉

- メニューの変更（煮込み料理→主菜＋副菜＋汁物）
- 肉の種類（鶏肉→豚肉→牛肉）・量の増加
- 魚等の量の増加
- 地場産品、国産品の積極的な活用
- 多様な食材の使用
- だしの種類・量の増加
- デザート（ヨーグルト、ゼリー、果物、みかんジュース等）提供回数の増
- ふりかけ、ジャム提供回数の増



- ・栄養のバランスがとれた献立
- ・魅力あるおいしい献立の充実
- ・食への関心の向上

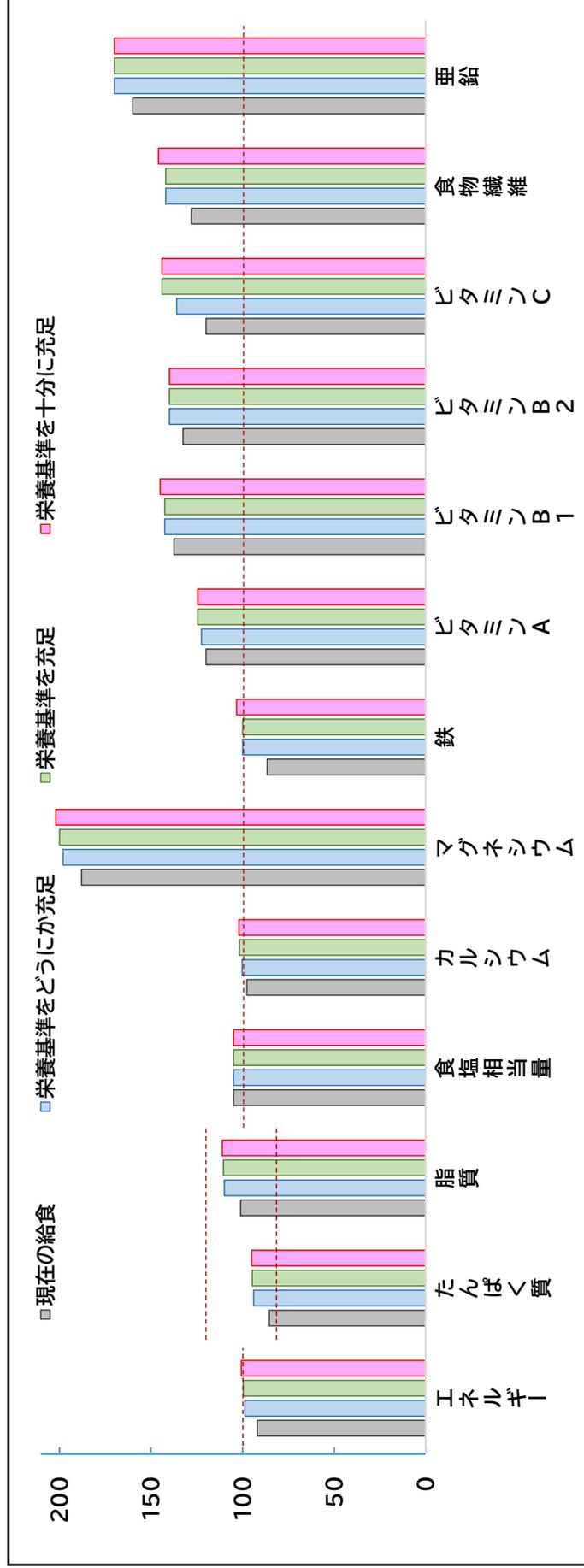
I 給食費について

3 栄養基準充足状況の比較（試算）

○栄養基準充足の各区分（「どうか充足」「充足」「十分に充足」）
ごとの1カ月分の仮の献立を基に、栄養基準充足状況を試算・比較

[小学校]

- ・ 改定後の数値は、いずれの区分も栄養基準をほぼ満たす試算結果となった。
- ・ 「どうか充足」「充足」「十分に充足」の充足状況に大きな差はみられない。



※「学校給食摂取基準」は、文部科学省が「日本人の食事摂取基準(2020年版)」を参考に、学校給食において、児童生徒の健康の増進及び食育の推進を図るために望ましい栄養量を算出したもの。

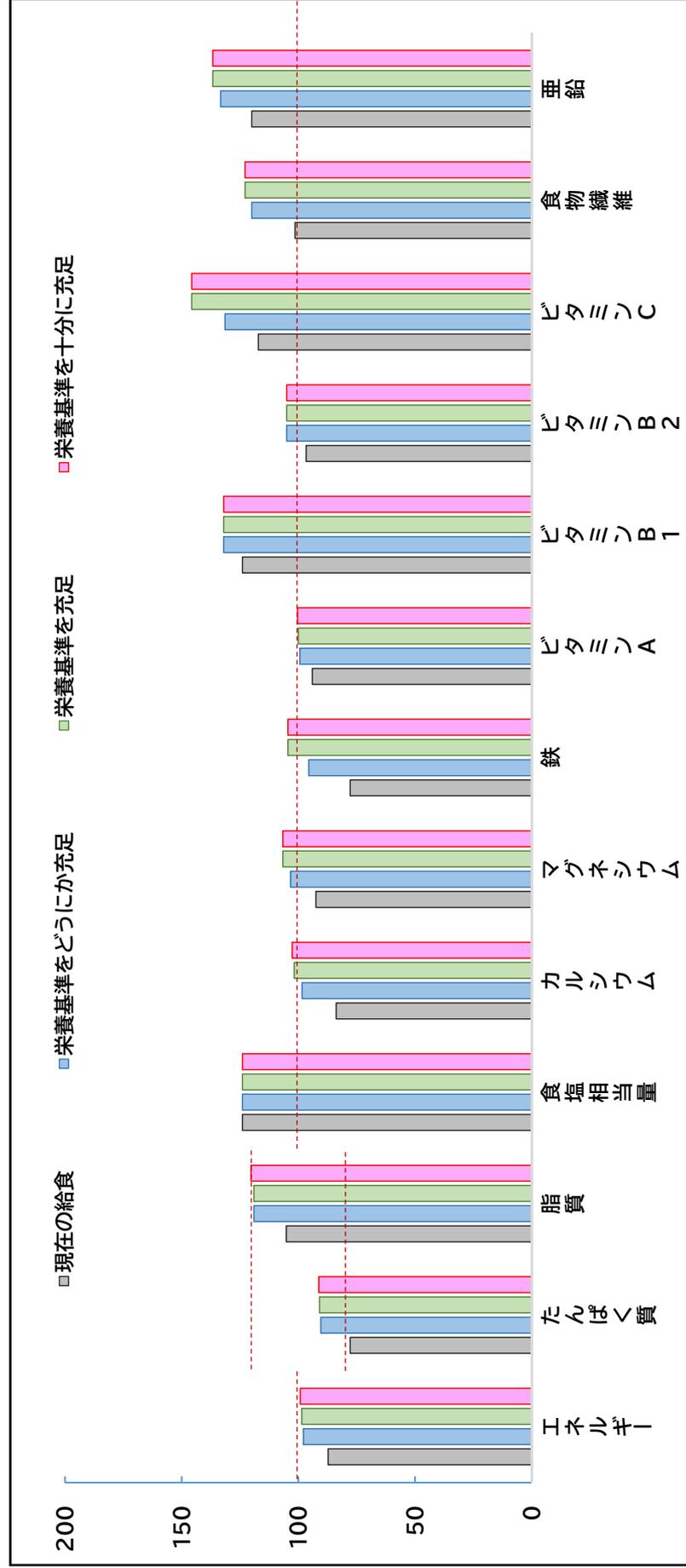
※「たんぱく質」は摂取エネルギー全体の13%~20%の範囲、「脂質」は20%~30%の範囲が摂取基準となっている。
(上のグラフでは、その中央値を充足率100%として作成)

※あくまでも1カ月分の仮の献立を基にした試算であり、実際の献立によって数値は異なる。

I 給食費について

[中学校]

- ・改定後も、一部の栄養素が栄養基準をわずかに満たせない試算結果となった。
(エネルギーは98~99%、カルシウム98%、鉄96%、ビタミンA99%)
- ・「どうか充足」「充足」「十分に充足」の充足状況に大きな差はみられない。



※「学校給食摂取基準」は、文部科学省が「日本人の食事摂取基準(2020年版)」を参考に、学校給食において、児童生徒の健康の増進及び食育の推進を図るために望ましい栄養量を算出したもの。

※「たんばく質」は摂取エネルギー全体の13%~20%の範囲、「脂質」は20%~30%の範囲が摂取基準となっている。
(上のグラフでは、その中央値を充足率100%として作成)

※あくまでも1カ月分の仮の献立を基にした試算であり、実際の献立によって数値は異なる。

Ⅱ 今後の改定に関する検討

1 次回以降の改定頻度等について

- 給食費は食材の購入費であり、食材価格など環境の変化に大きく影響を受ける。そのため、今後は、保護者負担の大幅な増を避けるためにも、定期的な改定検討を行うことが望ましい。
- 次回以降の検討を行う頻度（2年ごとなど）や基準（食材価格の上昇率、栄養基準充足状況など）を定めることについて、検討が必要ではないか。
- 改定額の検討は、栄養基準の充足状況を区分に分け、各区分に応じた給食費の額を目安として示した今回の手法を継続してもいいか。

〈これまでの給食費改定の推移（平成以降）〉

[小学校]

平成3年11月 改定

↓ (7年経過)

平成10年11月 改定

↓ (16年経過)

平成27年4月 改定

↓ (8年経過)

令和5年4月 改定

[中学校]

平成3年12月 改定

↓ (7年4カ月経過)

平成11年4月 改定

↓ (16年経過)

平成27年4月 改定

↓ (8年経過)

令和5年4月 改定

Ⅱ 今後の改定に関する検討

〈直近の給食費改定年度（県内各市）〉

改定年度	自治体名	備考
R 6	太宰府市、大野城市、春日市、行橋市、田川市、朝倉市、小郡市、大川市	太宰府市、大野城市、春日市は毎年度改定
R 5	筑紫野市、宗像市、柳川市、久留米市	
R 4	福津市、中間市、豊前市、筑後市	福津市は3年度ごとに改定
R 2	北九州市、那珂川市	北九州市は3年度ごとに改定
H 2 9	糸島市、直方市、嘉麻市、直方市、うきは市	
H 2 7	福岡市、八女市、みやま市、太宰田市	
H 2 6	飯塚市	
H 2 3	古賀市	
H 1 8	宮若市	

※ 大野城市および春日市の中学校は、ミルク給食と弁当給食との選択制。

令和6年度全国高等学校総合体育大会について

1. 概要

北部九州4県（福岡、佐賀、長崎、大分）で7月21日（日）～8月20日（火）の日程で開催された全国高校総体において、競技種目別大会（ハンドボール競技）が久留米市で開催されたので報告するものです。

2. 競技種目別大会

【競技種目】ハンドボール競技（男女）

【開催日程】令和6年8月7日（水）～13日（火） ※7日間

【会場】久留米アリーナ、みづま総合体育館、アクション福岡、おおむたアリーナ、九州産業大学大楠アリーナ2020

【大会規模】[参加選手] 1,547人（監督・コーチ含む）※男女各48チーム

[大会役員・補助員等] 832人

[観客数] 延べ36,860人

・前回大会（令和5年度函館市）観客数 延べ24,210人

・福岡県実行委員会競技大会観客数（7競技）延べ194,972人

【試合結果】[男子] 優勝 駿台甲府高等学校（山梨県）

準優勝 県立香川中央高等学校（香川県）

[女子] 優勝 昭和学院高等学校（千葉県）

準優勝 白梅学園高等学校（東京都）

【トピック】[ジュニア観戦招待事業]

市内小中学生と保護者を久留米アリーナへ観戦招待し、延べ295人が来場。

[インハイエールプロジェクト]

連携協定を締結している大塚製薬（株）と選手に配布するドリンクカップにメッセージを貼付して選手を応援する取組を実施。市内小中学校等が取組に参加。

パリ2024オリンピック・パラリンピック 久留米ゆかりの選手の試合結果について

パリ2024オリンピック・パラリンピックに久留米ゆかりの選手たちが出場し、たくさんの感動を与えてもらいました。その成績を報告するものです。

1. パリ2024オリンピック

- (1) 中村知春選手（7人制ラグビー女子）
5試合中3勝し、過去最高の9位。（リオ2016: 10位、東京2020: 12位）
- (2) 素根輝選手（柔道女子78kg超級）
準々決勝で敗退し、左ひざ負傷により敗者復活戦を棄権。
- (3) 今村駿介選手（自転車トラックレース男子）
2人1組交代でトラックを200周走るマディソンで6位入賞。
4人1組でトラックを16周走るパシュートは10位予選敗退。
- (4) 池田瑞希選手（自転車トラックレース女子）
パシュートで4分13秒818のタイム、日本記録を更新したものの10位予選敗退。（更新前の日本記録4分14秒254(2024アジア選手権)）
- (5) 内野艶和選手（自転車トラックレース女子）
マディソンで決勝に進み12位。
パシュートで池田選手と共に挑んだが10位予選敗退。

2. パリ2024パラリンピック

- (1) 田中光哉選手（テコンドー男子58kg級）
2戦目（準々決勝）で敗退、敗者復活戦でも敗退したが、パラリンピック初勝利を挙げた。（東京2020: 2戦2敗）

3. 広報

西鉄久留米駅及びJR久留米駅、久留米アリーナ等に懸垂幕等にて事前告知及び結果を掲示。（別紙1参照）

ナナイロプリズム福岡 所属（本拠地：久留米）

中村 知春

選手

パリ 2024 オリンピック
女子7人制ラグビー



出場おめでとう

祝

素根 輝

78 kg 柔道女子 超級

パリオリンピック出場

祝

パラテコンドー

田中光哉

（久留米市出身 高牟礼中・久留米高校卒）

パリオリンピック出場



**パリ2024オリンピック
感動をありがとう！**



素根 輝

選手

柔道女子78kg超級

パーク24所属・久留米市立南筑高等学校卒

**パリ2024オリンピック・パラリンピック
感動をありがとう！～久留米ゆかりのアスリート～**

<p>田主丸中・南筑高校卒</p> <p>素根 輝 選手</p> <p>柔道・女子78kg超級 準々決勝敗退</p>	<p>祐誠高校卒</p> <p>今村 駿介 選手</p> <p>自転車競技トラック マディソン 6位入賞 男子チームバシユート 予選敗退</p>
<p>高牟礼中・久留米高校卒</p> <p>田中 光哉 選手</p> <p>パラテコンドー・男子58kg級 準々決勝敗退</p>	<p>祐誠高校卒</p> <p>内野 艶和 選手</p> <p>自転車競技トラック マディソン 12位 女子チームバシユート 予選敗退</p>
<p>ナナイロプリズム所属</p> <p>中村 知春 選手</p> <p>7人制女子ラグビー 9位</p>	<p>祐誠高校卒</p> <p>池田 瑞紀 選手</p> <p>自転車競技トラック 女子チームバシユート 予選敗退</p>

ラグビー女子セブンズ日本代表（サクラセブンズ）の久留米合宿について

1. 概要

7人制ラグビー女子日本代表がタイ遠征に向けた事前合宿を久留米市内で行うため報告するものです。

2. 日程

令和6年11月2日（土）～5日（火）

3. 人数規模

選手14名、スタッフ7名 計21名

4. 使用施設（練習会場）

久留米スポーツセンター陸上競技場、久留米大学旭町キャンパス医学部総合グラウンド、久留米大学御井アリーナトレーニングルーム

5. 市の関わり

関係機関との調整及び施設利用料など会場運営に対する支援を行う

6. その他

市民向けの練習公開及び久留米大学主催のスポーツイベントとの連携を調整中

三瀨図書館児童書等の寄贈に伴う感謝状贈呈式の実施について

1 概要

隈 好美様は、夫の達男様（故人：平成20年2月13日死亡、享年66歳）の17回忌にあたり、三瀨図書館へ100万円相当の児童書等を寄贈されますので、感謝状贈呈式を実施します。

好美様は、達男様が生前に同館をよく利用されていたことから、地域の子どもたちに役立てて欲しいと、これまでも3回にわたり児童書等を寄贈されました。館内には「くまさんぶんこ」として整備しており、子どもたちをはじめ地域の皆様に親しまれています。

2 寄贈図書等（総額：100万円相当）

- ・児童書（装備費込） 410冊
- ・木製書架（本棚） 1台

【これまでの寄贈】

- ① 平成22年1月（3回忌）100万円相当：児童書528冊（装備費込）、書架1台
 - ② 平成26年1月（7回忌）20万円相当：児童書120冊（装備費込）
 - ③ 令和2年2月（13回忌）100万円相当：児童書485冊（装備費込）、書架1台
- 総額220万円相当：児童書1,133冊（装備費込）、書架2台

3 感謝状贈呈式実施計画

- (1) 日 時：令和6年11月19日（火）10時30分～11時
- (2) 場 所：三瀨図書館内
- (3) 寄贈者：隈 好美 様（三瀨町在住）
- (4) 次 第：
 - ① 開会
 - ② 児童書等受贈
 - ③ お礼の言葉、感謝状贈呈
 - ④ 寄贈者挨拶
 - ⑤ 閉会

